

—税務課からのお知らせ—

令和7年度から町税の納付回数と納付月が変わります

これまで町民税（普通徴収）・固定資産税・国民健康保険税の納付方法は、年税額を6月から翌年3月までの10期に分けて納付する方法でした。令和7年度からは各税目の納付回数と納付月が、以下の表のとおりに変わります。この変更は、国がデジタル化を推進していくうえで、自治体システムの全国標準化を法律で定めたことによるものです。ご理解とご協力をお願いします。

町民税（普通徴収）・固定資産税の納期が、10期から4期に変更。

【令和6年度までの納付回数と納付月】

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
固定税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
国保税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



【令和7年度からの納付回数と納付月】

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税			1期		2期		3期			4期		
固定税		1期		2期					3期		4期	
国保税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

～補足～

- 国民健康保険税の変更はありません。
- この変更によって年税額が変わるものではありません。
- 各納期限は、月末日です（ただし12月は25日）。月末日が休日の場合は、金融機関の翌営業日です。
- 口座振替の登録をされている人で全期前納を選択されている人は、第1期の納期限に年税額分を引き落とししますので、口座残高の確認をお願いします。
- 口座振替の手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 内子町役場 税務課 徴収係 ☎0893-44-6153（直通）